

平成 30 年度組織改革の概要（素案）

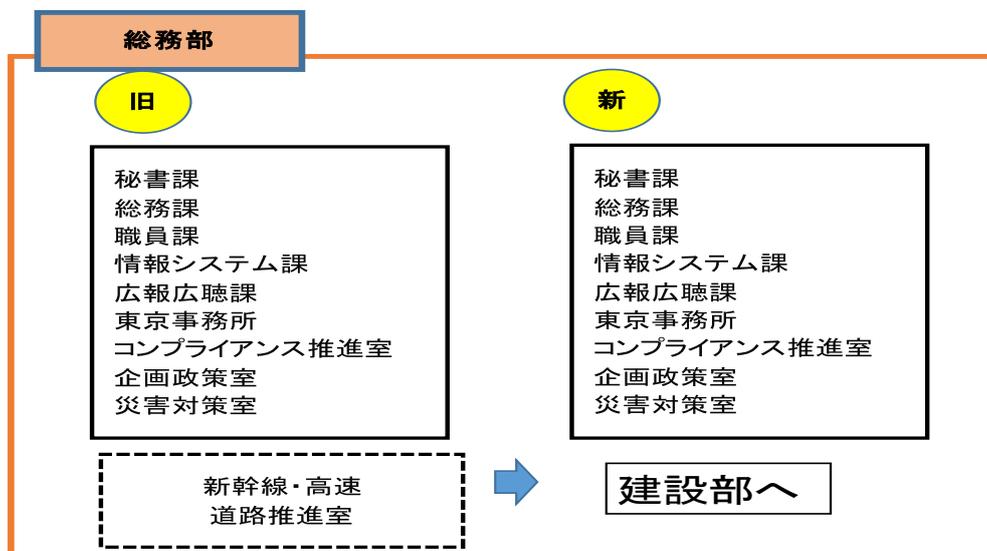
… 概要 …

- (1) 福祉部子育て支援室は子育て施策を所管しているが、放課後児童クラブや青少年健全育成など、各部の子育て施策が分散しているため、その業務を集約するとともに、今後の子育て施策の重要性を見込んだ上で、子ども関連施策を担う部署として（仮称）「こども未来部」を新設する。
- (2) 医療保険部から、後期高齢・福祉医療課の所管する福祉医療業務のうち、こども・ひとり親家庭等医療費助成業務を（仮称）こども未来部に移管する。そのほか、介護保険課、国保年金課、保険収納課の 3 課及び福祉医療業務の残る重度心身障害者医療費助成業務と後期高齢者医療業務を福祉部（仮称：福祉保険部）に移管し、医療保険部を廃止する。
- (3) 福祉部（仮称：福祉保険部）において、福祉、医療、介護の連携を目的とした地域包括ケアを見据えた組織体制を再編する。
- (4) そのほか、産業港湾部港湾室を部にすることなど、部・室・課の新設や再編により機能的な組織体制に見直すことを検討している。

… 各部ごとの主な組織改正 …

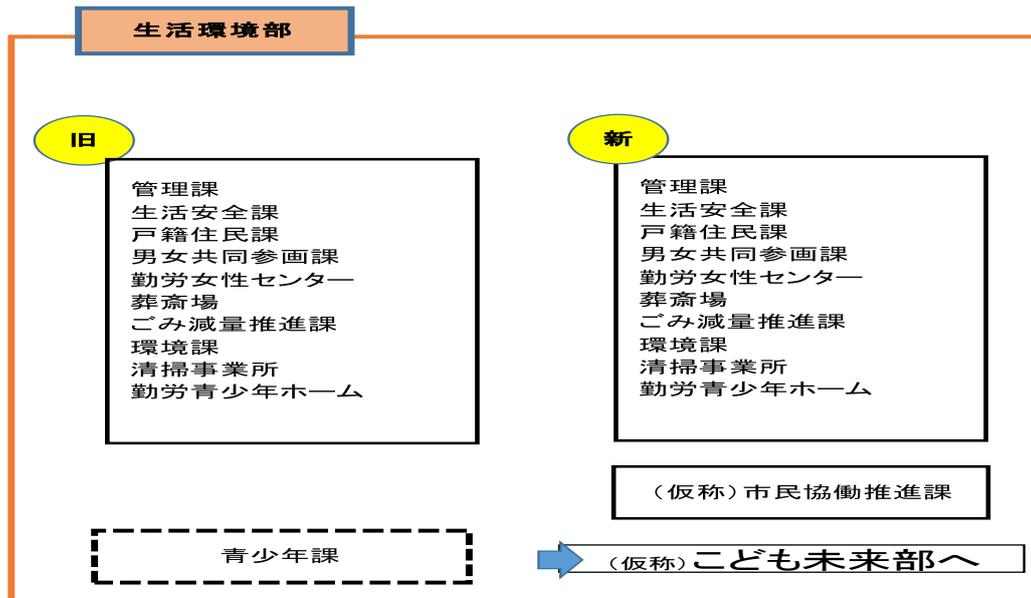
1 総務部

- (1) 新幹線・高速道路推進室は、現在、公共交通を担当する建設部において陸上交通を集約し、（仮称）新幹線・公共交通推進室に再編する。



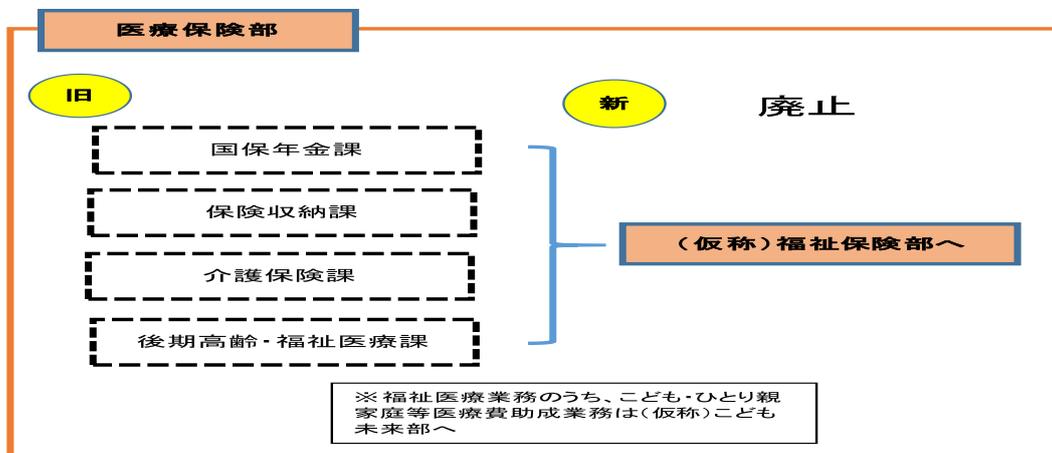
2 生活環境部

- (1) NPO関連や市民協働によるまちづくり推進業務を担う（仮称）市民協働推進課を新設し、建設部が担当するふるさとまちづくり協働事業を所管する。
- (2) 子育て施策の一元化を受け、青少年課の青少年健全育成業務と青少年補導業務に加え、勤労女性センターが担当する放課後児童クラブを（仮称）こども未来部に移管する。



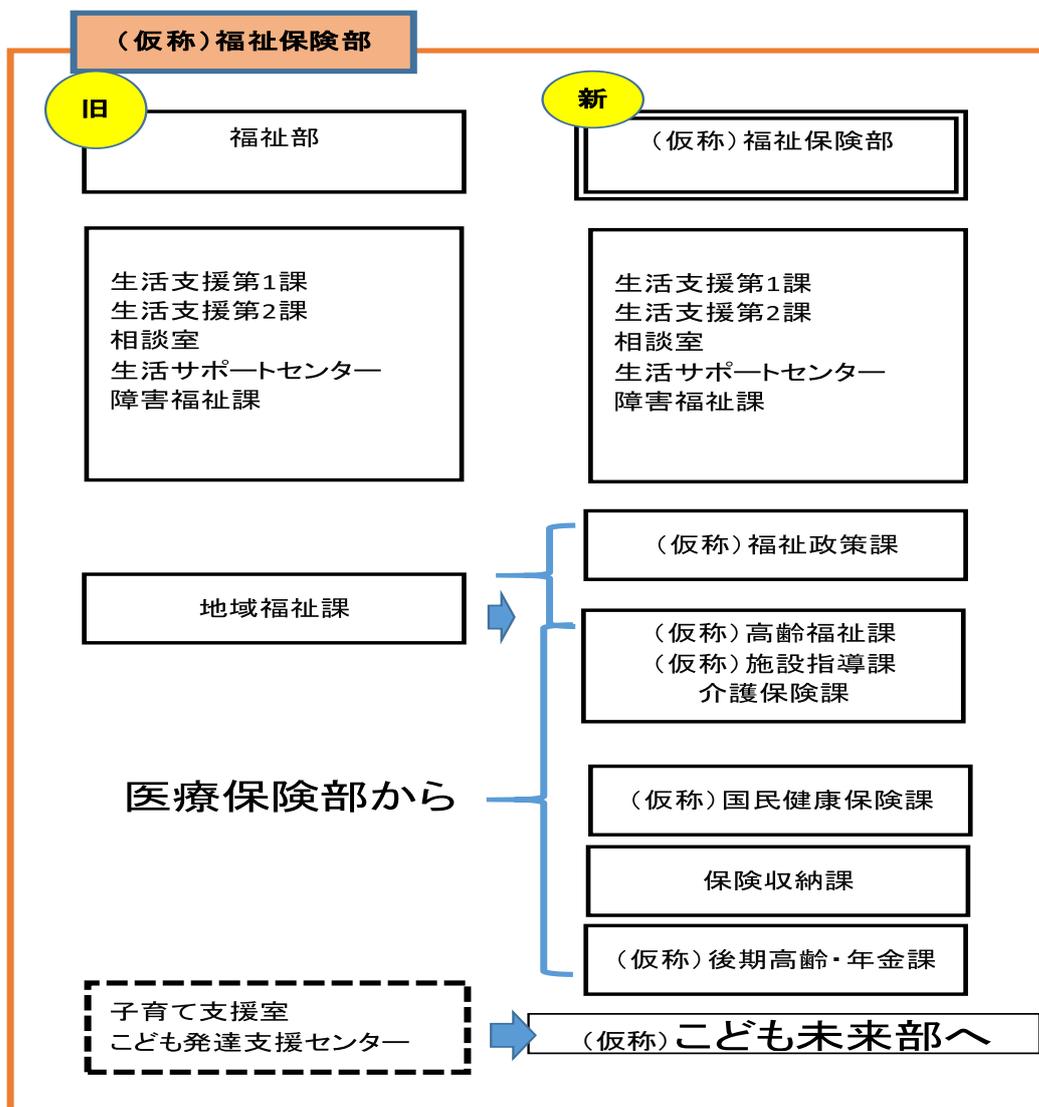
3 医療保険部

- (1) 高齢者施策の明確化を図るため介護保険課を福祉部（仮称：福祉保険部）に移管する。
- (2) 市民サービスの観点から後期高齢・福祉医療課所管業務のうち、こども・ひとり親家庭等医療費助成業務を（仮称）こども未来部に、重度心身障害者医療費助成業務と後期高齢者医療業務は福祉部（仮称：福祉保険部）に移管する。
- (3) 国保年金課と保険収納課を福祉部（仮称：福祉保険部）に移管し、医療保険部を廃止する。



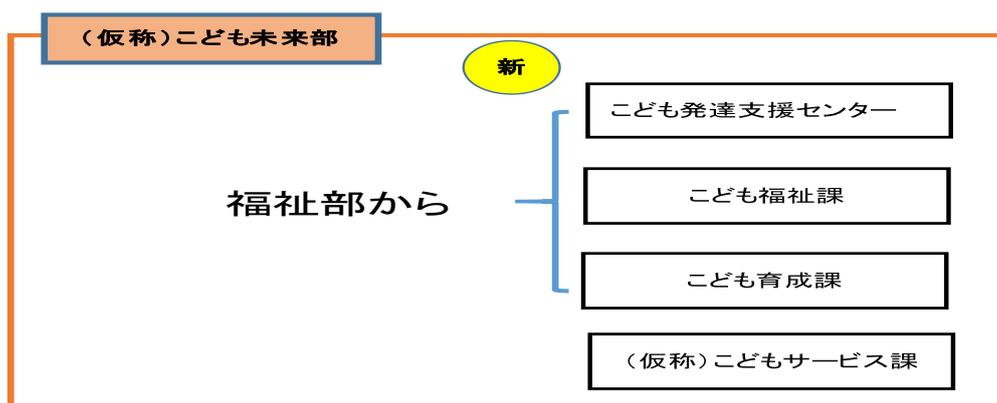
4 福祉部

- (1) 子育て支援室は、各部に分散する子育て施策を集約し、こども発達支援センターとともに、福祉部（仮称：福祉保険部）から分離する。
- (2) 医療保険部から介護保険課を受け入れ、高齢者施策を所管する地域福祉課と統合し、課を再編する。
- (3) 医療保険部から保険収納課を受け入れる。
- (4) 医療保険部から重度心身障害者医療費助成業務と後期高齢者医療業務を受け入れ、国保年金課の年金業務を加え、（仮称）後期高齢・年金課として再編する。
- (5) 医療保険部から国保年金課を受け入れるとともに、年金業務を分離し、（仮称）国民健康保険課として再編する。
- (6) 福祉部（仮称：福祉保険部）で国民健康保険などの医療保険を所管するため、部の名称を（仮称）福祉保険部に変更する。



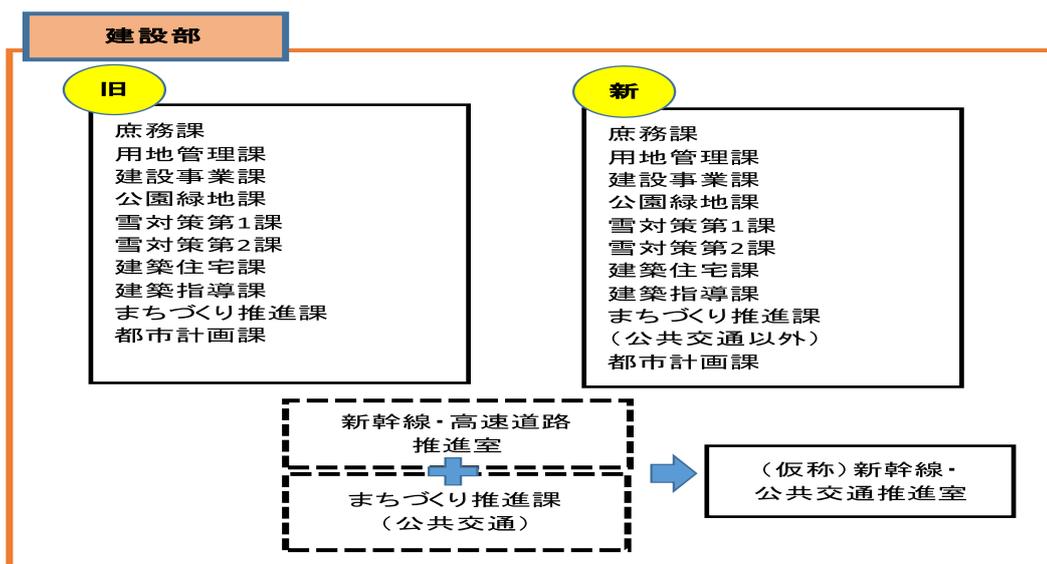
5 (仮称) こども未来部

- (1) 各部に分散する子育て関連業務を集約し、子育て施策を明確化する。
- (2) 福祉部（仮称：福祉保険部）から子育て支援室（こども福祉課・こども育成課）とこども発達支援センターを分離する。
- (3) 生活環境部青少年課の青少年健全育成業務と青少年補導業務を受け入れる。
- (4) 生活環境部と教育委員会から放課後児童クラブ業務を受け入れる。
- (5) 医療保険部からこども・ひとり親家庭等医療費助成業務を受け入れる。
- (6) 上記の業務を所管する（仮称）こども未来部を新設する。



6 建設部

- (1) 総務部から新幹線・高速道路推進室を、生活環境部から公共交通住民要望業務を受け入れ、陸上交通を集約した上で多様化する交通政策を一体的に推進する公共交通の一元化を図るため、（仮称）新幹線・公共交通推進室を新設する。
- (2) ふるさとまちづくり推進事業を生活環境部に移管する。



担当：小樽市総務部組織改革担当 小樽市花園2丁目12番1号
 電話：0134-32-4111（内線429） FAX：0134-25-1487